

福祉と環境システムと自治体の構造改善

芳賀 玉樹

目次

はじめに

1. グループホーム開設の要点
2. グループホームの推進
3. ふる里創生運動と自治体の構造改善
4. 環境蘇生と産業の構造改革システム
5. 環境を配慮したた多業種・多地域交流研究会
6. 生活環境の診断と健康
7. 先人の生活環境に見られる健康の情報
8. 環境重視の外食産業より多重業態への展開

参考文献

はじめに

今回の論文は、今日我が国が抱える諸問題の中から、生活に関連の深い環境、福祉、食の問題そして健康それらを支える地域社会、即ち、自治体についての改善策について、提案するという方向で考察した。環境については、今のかなり汚染された自然から本来の美しい自然を取り戻す蘇生運動とテクノロジーの活用による産業の構造改革と発展、また健康面への良い影響、そして環境と食の関係については、新しい産業へ発展する可能性、福祉については、現在最も成長し、注目されているグループホームについての要点をとり上げた。地域については、自治体の構造改善をふる里創生という方法で考えた。今回論文作成に当っては、各団体企業及び関係各位の方々から情報収集面でも暖い御支援、御協力を頂いたことに、深く感謝したい。

1. グループホーム開設の要点

グループホームを開設するには周的な準備と計画が必要である。その注意すべきチェックポイントは次の様に考えられる。

(1) グループホームの環境とタイプ

何よりも大切なことは環境とタイプである。前述の様にグループホームは年を追って増加傾向にあり、競争も激化している。

この激しい競争の中で、生き残り繁栄するには、顧客である入居者のハートを射止める魅力が必要である。

環境についても、交通の便は勿論、グループホームの性格を象徴する立場とタイプが大切なコンセプトとなる。そして次の様な型が考えられる。

①都市型

この型は交通の便が良く、買物の便も良く、医療機関にも近く、日常生活に大変便利が良い。反面、自然環境や、自然の中で、ノンビリ暮らすことは、重点をおかけない。

②自然環境満喫型

これは、自然豊かな環境の中で、良い(おいしい)空気ときれいな水と種々な植物、花小鳥、動物、四季折々の自然の変化という具合に自然の良さが満喫でき、健康の基が作られる環境である。そして、入居者の希望があれば、花や野菜・果物など栽培して、生物を育て、完成させる、自ら生命を育てるという喜びも味わうことができる。そしてうまくいけば本物の温泉を利用する事もできる。多少の不便さはあっても、土地などのコストも格段に安い。但し、都市型に比べ、不便さは、否めず、前述のすばらしさを考慮して、入居者がどちらに満足を感じるかであろう。

③リクレーション型

これは、温泉やおいしい食べ物、リクレーション施設が近くにあり、ほど良く自然に恵まれれば更に良い。このタイプも多少の不便さに対する解決策

を考えなければならない。

④共生型

これは、教育機関などが近くあるタイプである。まず、大学や専門学校(できれば、福祉系)が近くにあれば、学生の実習先も近く入居者も学生と一緒に楽しいひとときが送れる。お互いに学ぶ所も多いので相互交流の場としても理想的である。

また、幼児の施設、保育園や幼稚園が近くある場所は、入居者（高令者）が子供のしつけの知恵を活用することができる。

入居者の生き甲斐も満たすことができる。

⑤折衷型ないし混合型

以上（1）から（4）迄の良い所を取り入れたタイプで夫々の中から長所を活かす方法である。

いずれにしても、顧客の満足と採算コストを充分配慮しなければならない。

（2） グループホームの形態

環境と共に考慮しなければならないのが、形態である。主に単独型、併設型、合築型の三つが考えられる。

①単独形

単独の場合にも、新築か、民家や寮などの既存設備の改修に分かれる。

新築は土地探しから始まる。改修（築）は最低5人が入居できる間取りかどうか考慮し、居室は全て個室で、1部屋最低でも7.43平方メートル（4畳半）以上必要となる。

そして、スタフルームや事務所、トイレ、水廻り（浴室、台所）、廊下や出入口は全てバリアフリーの必要がある。改修はこの様に広いスペースや改修コストもかかるてくる。その他諸々の改修を考えると相当のコストがかかり場合によっては、新築と変わらない場合もある。単独型の場合コストがかかり採算が取りにくい場合が多いことであろう。

採算を取る為の努力として、平屋のグループホームを二つつないだり、2

階建での場合各階に夫々別のグループホームを作って2ユニットにする「ツイン型」が増えている。

この背景には、収入を増やす努力がある。

②併設形

単独型で採算が厳しければ、併設型が考えられる。この形にもいろいろ考えられる。例えば、既存の施設や病院の敷地内にグループホームを新築したり、古い建物を生かして改修したりするケースも見られるが、最近増加傾向にあるのが、デイーサービスセンターとの併設である。この方法にすると採算が取りやすく、スタッフの体制もとりやすく、入居者が、二つの施設を利用しやすいというメリットもあり、入居（入所）者の募集もやり易くなるという利点がある。

③合築形

マンションやビルを新築する際に1階部分をグループホームにする。この場合上層階に入居する一般の人にも趣旨を説明し、入居後も気軽に相互に交流できる事を配慮しておくこと。このケースの場合上の階の子供をグループホームの人が面倒を見る交流も見られる。また、グループホームとケアハウスとの併存型も考えられる。

また、農家が自分の敷地にグループを建てるケースも見られるなど様々な形態が増加している。

（3）運営主体

厚生労働省の基準では、「法人」であることが唯一の条件である。法人にはいろいろな種類があり例えば、社会福祉法人、医療法人、農業法人、協同組合、そして株式会社、有限会社などの営利企業と最近ではNPO法人が多く見られる。「個人」では、グループホームの開設はできない。

グループホームを開設しやすいのは、「信用と実績」さらに「ケアの質」と顧客満足といえる。地方自治では、サービスの質に問題があり、安易な気持ちを開設を希望しても、なかなか受け入れない。「信用と実績」を得やすい

のは、福祉・医療関係の施設であろう。但し、顧客の満足が得られるサービスが実施できれば、全ての法人にチャンスはある。

(4) 支援体制

グループホームには、24時間入居者が生活する場である。従って、病気や緊急時の支援体制が必要である。施設や病院が併設されていれば問題ないが、併設されていない場合できるだけ近くに、各病院や施設がありいざという時の支援があれば、安心である。

西欧の先進国では、グループホームの多くが併設型となっている。

我国では、高令者用の施設が郊外に多く、都市から離れた場所に多く作られているので併設型では、不便な場所になり易い。従って都市型（交通の便の良い）では、この支援体制を充分配慮して、グループホームの開設を進める必要がある。

従って推進（バックアップ）体制を考える上でも先述のグループホームの環境とタイプ、グループホームの形態を配慮して総合的に計画・準備しなければならない。総合的に計画・準備することで顧客（入居者）の満足が得られる。

(5) 採 算

開設に当って最重要事項はこの採算である。いかに理想的なグループホームを作っても採算がとれなければ維持・継続することは難しい。採算の基本は、収入と支出のバランスである。特に投資の採算計画を行い、充分吟味する必要がある。そこで、別表の様な投資の採算計画のフォマットを用意したので参考にされたい。

(1) 収入についての配慮

収入の主なものは、入居（所）者の利用料と介護報酬単位である。

入居する人は、毎月、利用料の総額と介護報酬の1割の両方を事業主に支払う。

(グループホームの主な収入はこの毎月の利用料と介護報酬の全額と行政からの補助金である。)

利用料の構成割合は、次の様な項目と大体の金額の目安となっている。(但し補助金の対象となると規制が大変厳しくなっている。)

利用料

項目	金額概算
介護報酬の 1 割	約 2 万 5 千円位
食費等	4 万円位
水道光熱費	2 万円位
その他費用	2 万円位
家賃	3 ~ 7 万円位
合計	11万~18万円位

利用料は入居者の要介護度や入居するグループホームのサービスによっても、かなりの巾がある。

尚グループホームの介護報酬単位は要介護度別によって異なる。例えば
要介護度一：796単位（日/7960日）×30日＝月/23万8800円

要介護度五：861単位（日/8610日）×30日＝月/25万8300円

尚、2003年4月からは、次の（イ）～（ハ）に該当し、宿直ではなく夜勤の体制を整えているグループには、夜勤加算として、一日単位（日/710円）が所定単位数に加えられている。

（イ）適切なアクセスメントに基づき、夜間のケア内容を含む介護計画を作成すること。

（ロ）夜勤職員を配置していること。

（ハ）過去1年内に実施したサービスの質の自己評価結果（2005年度以降は外部評価結果）が公開されていること。

（2）収入の加算

介護保険のサービスを利用する入居者は、利用するサービスの1割を事業主に支払う。

残りの9割は、事業主が「国民健康保険団体連合会（国保連合会）」に請求し、支払いを受け、収入になる。例えば、要介護3の介護報酬が日額8990円（夜勤加算を加える）の場合、30日分の26万9700円の1割（2万6970円）が入居者の負担となり、残りの9割（24万2730円）は国保連に請求し、収入となる。但し、支払いは2～3ヶ月後に支払われる所以この資金調達と金利がかかる。そして新しく入居する人については、入居した後30日迄は初期加算がある。

☆コスト

コストのうち主なものは人件費である。この人件費の源泉はどこから出るのか、主なものは、介護報酬である。例えば、入居者1人当たりの月の報酬が25万円（要介護の度合によって報酬単価は段階があるが、平均的な月報酬額は25万円位である。）標準的な単位1ユニット9名で225万円これが月の運営費の主な部分人件費のもとになる。あとは事業主、ケアマネジャー等の常勤スタッフの給与、賞与、法定福利費、福祉厚生費、交通費その他人件費などがコストになる。このコスト（費用）と収入部分を考慮して、採算を見るのである。投資の採算を計算（計画）する場、種々の案（プラン）と、期間（長期、中期、年度計画、4半期、各月）別に比較検討して、意思決定するのである。

（6） 設計プラン及び見積り（建設コスト）

設計プランは、単なる設計図だけでなく、前述の「環境、形態」を重視した全体構想に基くものが望ましい。設計プランを発注する場合も複数の業者に打診して、競争させ、比較検討して、これから推進に役立つものにしなければならない。できれば、福祉施設に実績のある設計関係が良い。単に知り合いであるからとかいわゆるコネなどで選ぶとどうしても甘くなり、失敗の基になり易い。

そして、機能面だけでなく住環境の方が大切となる。「グループホームの

投資の採算計算表

項目		投資案	A 計画案	B 計画案	C 計画案	(注記)
収入の部	介護報酬					
	利用料収入					
	その他収入					
	収入合計					
支出(コスト)の部	人件費					
	交通費					
	減価償却費					
	修理費					
	維持費					
	税・保険料					
	水道・光熱費					
	電気エネルギー料					
	車両費					
	通信費					
	諸経費					
差引収支						
金 利						
資金回収期間						
投資効(利益)率						

成否は、住環境と顧客の満足度で決まる。」といわれる程である。そして、設計プランの実績を見学して、市場調査を行う方が良い。設計プランがどの様に活用され、運用に活かされているかをよく見とどけ、確認する必要がある。またグループホームのスタッフや関係者ともよく相談し、討議して、設計プランを決め、運営面で必ず成功する様に細かくチェックしておく。

(7) 自治体・行政との関係、指定居宅サービス事業者としての許認可

以上の計画・準備と併行して、自治体への情報収集・相談が必要となる。

まず、グループホームを開設する自治体の「介護保険事業計画」を入手し、あと何カ所グループホームを整備するか、確認する必要がある。自治体によっては、新規をストップしている所があるので自治体の整備する計画の情報を入手して対応しなければならない。

また、自治体の行う、各種補助制度と許可の条件を充分に把握しなければならない。

また、多くの申請書類が必要で、しかもかなり難解な資料を要求され、これをクリアしなければならない。「指定事業者」としての指定を受ける為の手続きについては、まず近くの市区町村の担当窓口と相談して準備を始める。書類申請には、多くの書類が必要になり、また、「申請者の法人の登記簿謄本」及び「定款」や「事業所の図面」「運営規定」「運営規定」「協力医療機関との契約内容」など十種類以上の書類が必要となる。

この書類についての具体化は近くの自治体で情報収集ができるので相談に訪問すれば、かなり親切にガイダンス・指導している。なお、グループホーム整備に対する助成制度については、別表の様な例がある。

但し、この助成制度を得るには、かなり難しい問題が山積しているので、助成がえられなくとも、採算が取れる位の事業計画、採算計画を行ってかなり厳しく見積っておいた方が、無難である。補助制度をあてにしすぎると運営面で難しい問題を抱え込んでしまうケースが見られる。補助制度は、国レベルと、都道府県、市町村の自治体などの福祉関係の部所に相談に行くと適確な情報が得られるし、場合によっては、少し離れたグループホーム、高令者施設の先輩企業・法人に情報収集に伺えば、情報と共に良いアドバイスも得られるのでぜひ訪問することをすすめたい。

(8) 地域社会との調和

グループホームが立地する地域でいかに住民と社会と仲良くできるかが、成功するカギを握っている。地域社会に根をおろすには、その地域が抱える問題の解決に少しでも役に立つことが肝要である。例えば、祭りに積極的に

参加する、地域でのイベントにも参加する。そして、子供の多い地域であれば、グループホームの入居者と子供達の交流の場を持ち、子供達のしつけ教育を引き受けるとか、運動会、ハイキング、リクレーションを共同で開催する位の積極性も良い。また安全の為の訓練や、紙芝居や民話などワクワクすることもできる。勿論グループホーム開設前に各種の施設や主だった所に事前、事後にあいさつに訪問し地域との良い関係の種をまいておくこと、そして開設した後も種々なアイディアを出し合って、地域がたのしく、住み良くなる工夫と共に手を取り合ってすすめていくことが有効な手だてとなるであろう。

(9) スタフ・担当者の募集と教育

グループホームを推進するのは人材である。良いスタッフの確保によって成功するか否かの岐路に立たされる事が多く、このスタッフの中心は「ケアマネジャー」である。ケアマネジャーはスタッフの中心となり教育から運営そして、入居者への配慮、種々の問題解決やグループホーム推進の良い提案や入居者の募集活動を行うなど、実に多くの役割をこなししかもグループホームの経営者の右腕として頼りになる存在である。従ってケアマネジャーに人材を得なければ運営は難しいといつても過言ではない。このケアマネジャーを中心にグループホーム立ち上げや計画を練り、良い提案を行っていくいわゆるチームワークが盛り上げることができれば、成功する。スポーツでも良い結果を生むには、チームワークが最も大切である事が参考になる。また、参考情報として、高令者施設や病院でベテランであった人がグループホームで良いスタッフになれると限らない。

それは、グループホーム入居者は、独立心の強い人も居て、あまり、過剰にかまわれることを心よく思わない場合が多い。

ほど良い距離を置いた人間関係を持つ配慮ができるスタッフが望ましい場合もある。

スタッフの構成も種々のタイプがうまく配置された。巾のあるしかも家族的

なぬくもりのあるチームワークがとれる人の働きが、理想的であろう。勿論このチームワークを司どるのは前述ケアマネジャー（施設長を兼ねる場合もある）である。

先進国でグループホームの産みの親と呼ばれるフリス博士は、「どんなスタッフがふさわしいですか？」との問い合わせに「とにかく入居するお年りが好きでありグループホーム・ケアの何たるかを知り、痴呆ケアに情熱と情意を持っている人」と答えている。このことからもグループホームのスタッフに必要な資質・性格の一端が伺える。

(10) 入居者募集準備と建設スタート

入居者募集は、採算計画と共に最も大切な事項である。良い入居者に恵まれれば、今後の展開も良い方向に向っていくであろう。

良い入居者に恵まれるには、次の様な方向での情報ネットワークを作る事が効果的である。特に地域社会との関係の深い人脈ネットワークが役に立つ。

「NPO 法人」「教育機関（幼稚園、小中学校、高校、大学、専門学校各種学校）」「病院」「老健施設」「老人ホーム」「特養ホーム」「ケアハウス」「デイケアサービス」等の社会福祉施設、市町村、都道府県などの自治体と各支所、出張所そして各種官庁とその出先機関、地域自治会、「コンビニエンスストア」「スーパーマーケット」各種金融機関など人の集まる所、同好会やスポーツ関係特にゲートボール場や同好会、そして衣食住関係の店何よりも大切な所は、先輩企業法人のグループホーム関係である。

着工にあたっては、以上の開設の要点をふまえて、念入りにチェックしえければ、情報収集の再訪問を行って、全ゆる角度から、成功するか否かの再認識が必要である。

できれば、市場調査を体系的に行う事である。

市場調査に当っての要点は

- ①市場調査項目を選ぶ、項目は開設に当っての要点である。
- ②調査対象を選ぶ（近くより少し離れた地域の方がやり易い。）

③調査担当者 これは、専門の市場調査のプロが望ましいが、経営者自らも関わり、成功する場合と失敗する場合のケースをうまく分類し情報を体系化することである。この市場調査によって得られる情報は今後の運営や新設にも大いに役立つ。ポイントは着工業者・設計業者の技術・品質・コスト・サービス力等そして、何よりグループホームに関する、貴重な、情報が得られ、自らのグループホーム運営・新設に際して、失敗が防ぐことができるので、効果は大である。

2. グループホームの推進

(I) グループホーム(痴呆対応型共同生活生活介護)の概要

1. 定義

痴呆性高齢者グループホームは、小規模な生活の場(5~9人の小人数を単位とした共同居住形態)において、食事の支度、掃除、洗濯等を利用者が共同で行い、一日中、家庭的で落ち着いた環境の中で生活を送ることにより、痴呆の進行を穏やかにし、家庭の負担の軽減に資するものである。

2. 利用対象者

要介護者であって痴呆の状態にあるもの(※)のうち、小人数による共同生活を営むことに支障がない者

(※)当該痴呆に伴って著しい精神症状、又は著しい行動異常を持ち、極端な暴力行為や自傷行為を行う恐れがある者及び痴呆の原因となる疾患が集中的な医療を必要とする状態の者を除く。

3. 介護保険法における指定業者の基準

介護保険法において、居宅サービスのひとつとして位置づけられている。

(痴呆対応型生活介護事業)

(1) 実施主体

法人であって、指定基準を満たすもの。

(2) 指定基準の概要

① 人員に関する基準

・介護従業者の員数は、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を除き、常勤換算方法で、利用者3人に対して1人以上(うち1人以上は常勤)とし、夜間及び深夜の時間帯については、1人以上とすること。

・共同生活住居ごとに、管理者(兼務可)、計画作成担当者をおくこと。

└→ 痴呆対応型生活介護計画

なお、計画作成担当者のうち一人以上の者は介護支援専門員でなければならない。

(一定の経過措置あり)

- ・管理者は、痴呆性高齢者の介護に3年以上従事した経験を有する等の痴呆介護に関する専門的な知識及び経験を有する者であることを要する。
- ・計画作成担当者は、介護支援専門員その他の計画作成に関し知識及び経験を有する者であることを要する。

② 設備に関する基準

- ・共同生活入居の入居定員は、5人以上9人以下。
- ・居室、居間、食堂、台所、浴室その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けること。
- ・居室については、原則個室(7.43m^2 (4.5畳)以上)とすること。(利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人部屋とすることができます。)

[指定基準上、居室は1部屋 7.43m^2 (4.5畳)以上)とされているが、施設整備費の補助基準においては、利用者サービス向上の観点から1部屋 9.9m^2 (6畳)以上を確保する]

・複数設置の上限は2ユニットまで。

③運営に関する基準

- ・地域との交流（地域住民、ボランティア等との連携・協力）を図ること。
- ・利用者の家族や住民との連携、交流の機会が確保される地域に立地すること。

利用者の家族や地域住民との交流の機会の確保を図る観点から、次の地域のいずれかの中にあることが市町村により確認されていることを用件とする。
① 住宅地
② 住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保されている地域

- ・管理者及び計画作成担当者はその資質を確保するため研修を受講すること。

① グループホームの管理者及び計画作成担当者については、必要な知識・経験等を確保する観点から、グループホームでの勤務を始める前に各都道府県・指定都市が指定する痴呆介護実務者研修のうち基礎課程を修了していなければならぬこととする。

ア 改正規定の施行の際(平成14年8月9日) 現に管理者等として勤務している者で同日の時点で研修を修了していない場合は平成15年6月30日まで勤務可

イ 改正規定の施行後平成15年3月31日までに指定を受けようとする事業者で管理者について研修修了者を充てることのできない場合は、同日までに研修を修了させることを明らかに修了させることを明らかにした書面を提出し、都道府県知事が確實に履行されると認めたときは指定可

② さらに、計画作成担当者については、痴呆介護実務者研修(専門課程)を受講するよう努めなければなりません。

- ・事業者は、介護従業者の資質の向上のために研修の機会を確保すること。
- ・利用者の病状の急変等に備え協力医療機関を定めること。
- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援体制を確保すること。
- ・市町村が行う定期又は隨時の調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、それに従って必要な改善を行うこと。
- ・市町村との連携を図ること。

①市町村の関与

市町村は、グループホームの適切な運営を確保する観点から、開設後においても常時情報収集を行い、都道府県と連携しながら必要な指導・助言を行うものであることを明示する。また、グループホームと家族や地域との交流を促進する観点から、家族介護教室などの市町村事業においてもグループホームを活用するように配慮するものとする。

②市町村の意見書

グループホームの開設にあたって、介護保険法に基づく指定申請に市町村長の意見書を添付するよう義務づける。意見書は、グループホームの運営体制や家族・地域との交流機会の確保状況、整備地域、市町村への情報提供・連携体制の状況等に係るもの的内容とする。

- ・サービスの質の評価を行うこと。

〔グループホームにおいて提供しているサービスの内容について、適切な基準による評価を行い、その結果の公表を義務づけるものとする。〕

- ・都道府県が定めた基準に基づく自己評価
- ・都道府県が選定した機関による外部評価

- ・情報公開を推進すること。

- ・事業者は、運営規程の概要や勤務体制、管理者・スタッフの資格・研修の履修状況、入居者が負担する利用料、住居費等、さらにサービス評価の結果などを公開するとともに、都道府県及び市町村に対し情報提供することを義務づける。
- ・都道府県及び市町村は、グループホームから提供された情報をグループホームを利用しようとする高齢者や家族が活用できるよう閲覧資料の整備、インターネットによる情報提供等の対応を行うものとする。

(3) 利用料

- ・介護報酬の1割（約25,000円）

（参考）

現行の介護報酬（一日）	要介護1	796単位
	要介護2	812単位
	要介護3	828単位
	要介護4	844単位
	要介護5	861単位

- ・家賃
- ・食材料費
- ・光熱水費
- ・その他

】—別途利用者負担

（日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適當と認められたもの）

4 グループホームに対する公費助成

(1) 施設整備費

- ①市町村（特別区含む）、社会福祉法人が整備する場合

〔補助基準額〕

○施設整備費

定員規模ごとに定めた額

3,130万円～3,870万円、※10%都市部特例割増算後(3,540万円～4380万円)

○設備整備費

200万円

（負担割合 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4）

(2) N P O 法人、民法第34条法人（社団、財団）、農協、厚生連等が整備する場合

- 施設整備費補助制度の趣旨を踏まえ次の事項を条件とする。
- ・営利を目的とするものでないこと
 - ・残余財産が分配される場合に私人に帰属するような事態が生じないこと
 - ・実質的には社会福祉法人に準じた公的関与を確保すること
 - 等

[定額]

○施設整備費

2,000万円以内

(負担割合 総事業費の国1/2相当、設置者1/2相当)

(3) 医療法人が整備する場合

[定額]

○施設整備費

2,000万円以内

(負担割合 総事業費の国1/2相当、設置者1/2相当)

(2) 民家改造型等のグループホームに対する支援

- ・民家改造型のグループホームに対しては、市町村の委託を受けて介護予防事業（痴呆予防・介護教室の開催）を実施する場合に初度設備費として500万円を上限にして事業費に上乗せする。
- ・入居者が課程的な環境で日常生活を送ることができるよう配慮する観点から、特に住宅地における普及促進を図るため、民家等の既存建築物の買取・改修に要する費用についても施設整備費補助の対象としている。

(II) 痴呆性高齢者グループホームの外部評価について

厚生労働省老健局計画課

1 外部評価導入に至る背景

○ グループホームの急増

平成12年度から、介護保険法に基づく居宅サービスとして位置づけられたことを契機として急速に増加。

〈参考〉 グループホーム数の推移

H 10. 3. 31	H 11. 3. 31	H 12. 3. 31	H 13. 3. 31	H 14. 3. 31	H 15. 3. 31	H 16. 1. 31
41	103	266	903	1,678	2,832	4,374

※ 平成9年度から平成11年度は国庫補助対象事業所数、平成12年度から平成14年度は、W A M N E T 登録事業所数

○サービスの特性と問題点

- ・入居者は基本的に判断や認知能力の衰えた痴呆性高齢者。
- ・小規模で家庭的な環境の下で介護や日常生活の世話を提供されることから、入居者にとって、落ち着いた暮らしの場となることが期待される反面、運営の在り方如何によっては、外部の目が届かない密室的、閉鎖的な空間となることなどサービスの格差が懸念。
- ・このため、グループホームにおいて提供されるサービスの質の確保を図るとともに、入居者確保のための十分な配慮が求められる。

2 グループホームのサービスの質の確保のための主な取組

○管理者等の研修の義務づけ

- ・平成13年度より、グループホーム運営の中心となる「管理者」及び「計画作成担当者」については、都道府県が実施する痴呆介護実務者研修の基礎課程を受講するよう義務づけ。
- ・さらに、平成15年以降に開設されるグループホームについては、開設前に管理者等が同研修を修了していることを指定の条件としたところ。

○サービス評価の義務づけ

・自己評価

平成13年度より、少なくとも年に1回は、都道府県の定める基準に基づいて、自らサービスの質の評価を行い（自己評価）、その結果を公開することを義務づけ。

・外部評価

さらに、平成14年度からは、自己評価と同様に少なくとも年に一回は、各都道府県が選定した評価機関の実施するサービス評価（外部評価）を受け、その結果を公開することを新たに義務づけ。ただし、全ての都道府県において実施体制が整うまでは相応の期間を要することから、平成16年末までは、一定の経過措置をおいたところ。

○情報公開の義務づけ

- ・評価結果の他に、建物の概要や、職員・入居者の概要、利用料運営規定、図面などの情報を、都道府県、市町村、サービス利用者等に提供することを義務づけ。

（参考）外部評価の概要

①サービス評価の意義

- ・都道府県が実施する「指導監査」とは異なり、管理者や職員が自分たちのサービスの行き届かない点に気づくためのきっかけとし、改善のための自発的な努力を積み重ねることによりサービスの質を高めること。

②頻度

- ・年1回を原則とするが、平成16年度末までの間は、当該期間内に少なくとも1回。

③評価機関

- ・公正中立な立場で評価を行うことができる機関として、都道府県が選定した法人（自らグループホームを運営していないこと等）
- ・但し、平成16年度末迄の間は、高齢者痴呆研究・研修東京センターに依頼して評価を実施することが可能（43道府県が依頼済み、東京都、岡山県は独自実施神奈川県熊本県は検討中。）。

④評価調査員

- ・家族又はボランティアとしての介護経験を有する者等で評価機関が実施する所定の研修（講義3日、実習1日）を修了した者（平成16年1月13日現在、1179名養成済み）

⑤評価項目

- ・「運営理念」「生活空間つくり」「ケアサービス」「運営体制」に関する71項目。

⑥評価結果の公開

- ・入居者の家族への送付
- ・利用申し込みの際の重要事項説明書に添付
- ・グループホーム内での掲示
- ・インターネット（WAM NET）による公開

⑦費用

- ・グループホームが負担(東京センターが実施する場合は、1回あたり6万円(3ユニット)まで。)

3 外部評価実施の状況

・東京センターが実施する道府県においては、現在、「評価調査員」の養成等、所要の準備を終え、平成14年11月富山県、長崎県を皮切りに、準備の整った道府県から順次訪問調査を実施している。(平成16年1月13日現在、実施数1207件)

・評価結果が確定したものについては、平成15年1月から、社会福祉・医療事業団（現独立行政法人福祉医療機構）が運営する「福祉・保険・医療情報ネットワークシステム（WAM NET）」に順次掲載している。(平成16年1月13日現在、公開数95件)

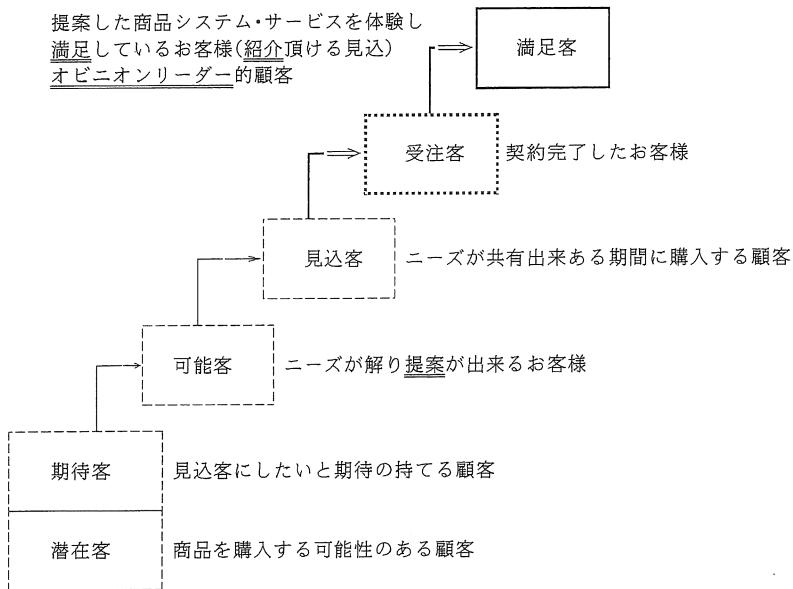
△CS・顧客満足と提案型営業・マーケティング

顧客満足は有望で新規参入の多い、競争の激しい業界、企業経営の重要課題になっている。それは、経営戦略の要の顧客と商品・サービスの架橋としての役割を持っているからである。欧米では、既にCSが重要課題として取り上げられ実績もあげている。

1. CSと企業の体质改革

CSとはお客様の満足（Customer Satisfaction）を企業活動の最重要課題として経営体质の（構造）改革をはかって行こうとする行動指針・コンセプトである。そして、究極のCSは、「お客様のニーズやウォンツ（欲求）を常に上回る」従って、市場調査・マーケティングリサーチを最も大切に実施するのである。

お客様の満足を得るためにステップ（販売の段階）



この様にして、顧客の満足を得て、顧客をオピニオンリーダーとして紹介して頂ければ最高のCS戦略として成功する。 [マーケティングの生産性が大幅に向上する。]

☆提案型マーケティングと従来の営業のスタイル

従来から実行されている営業のスタイルと提案型のマーケティングを対比しよう。

まず、表を使ってその違いを対比してみよう。

社会環境	成熟社会から変革社会へ、高度・革新的情報社会、グローバル社会 全く新しいテクノロジーの出現・実用化、少子・高齢化福祉社会	
市場	企業法人・業務用、企業内変革、多面競争社会、意識改革 個人自己実現の高度欲求レベル、ハード・ソフト商品情報 若年層から女性、中高年特に高齢者に着目した市場の層別化	
顧客の思考	大から適正規模、ベンチャー精神への関心、新しい環境への対応	
販売の比較	従来の(説得)営業スタイル・型	提案型マーケティングの型
考え方 と 目標	1. これで幾ら売上げるか 2. 販売目標の必達 3. 自己と販売側本位	1. これで顧客は満足するか 2. C.S の目標達成『顧客紹介システム』 3. 顧客本位のマーケティング
顧客ニーズ への対応	とにかく社の物を売る マーケティングリサーチ無縫	顧客ニーズ優先、顧客のニーズリサーチ マーケティングリサーチ・市場調査を実施
商品 & システム	1. 自社のセールスポイント訴求 2. 自社の重点商品をすすめる 3. 支援体制を強調する。 4. 次はどれにしますか。	1. 顧客の問題解決(ソリューション)提案 2. 顧客のライフスタイルに合わせ提案 3. 支援体制のシステム・実績を示す。 4. 顧客は満足、次も満足する商品を提案
営業担当 と 営業活動	1. 説得し納得して貰う。 「買ってください」反対の 切り抜け話術 2. すべてがお客様 3. 売り(押し)込み販売 4. 売りっぱなし 5. 単独行動(一匹狼型)セールス 6. 朝駆け、夜討ちの行動力	1. 顧客と共に感・同意を得。 顧客の問題解決、 最良の提案、自己研鑽と社員教育 2. 顧客イメージの確立 3. 流通・ソフトシステムの支援確立 4. 顧客満足を得る支援体制 5. チーム活動の推進 6. 提案力と問題解決と行動力

※どの型が顧客に支持されるか自明であろう。特に顧客が見込客を紹介するシステムは実績大

3. ふる里創生運動と自治体の構造改善

地方の時代と云われて久しい。ふる里（地方）の持つ力・エネルギーを引き出して、まとめ・結集して問題解決し、地方の経済も改革できれば、我国は、この永い不況から脱して、繁栄の方向に歩み出すことができる。

そして、地方が持つ自然の恵み、エネルギー、それを活用できる農産物や諸産業、人的資源や歴史など、再認識すべき、すばらしい資源を持っている。但し、地方も種々な多くの課題を抱えている。例えば、高令化、小子化、財政の不健全化、環境と健康問題、観光の不振、不況の拡散、モラルの低下、何よりも活力の低下など、解決すべき課題は山積しその改善スピードは遅々として進まず、特に若者の無気力化を促す、環境を作ってしまっている。この現状を開拓して、将来の展望が開ける手法として、「ふる里創生運動」「ふる里創生運動の健康法と観光システム」を提示する。

(1) 『ふる里創生と自治体の構造改善』



(2) ふる里創生運動の健康法と観光システム

事例、A. 食品関連の開発・販売促進システムの構築

B. 食品の持つ効用と健康法の研究

1. 健康法の情報システムのセミナー
2. 食品・食材のもつ生命力と効用
3. 料理教室の実行と食品の活用
4. 食品関連企業・法人によるふる里創生運動
5. 生産地巡回の観光システム
6. 市場・集荷場に参加する生産者の協力
7. ネットワーク媒体の作成と普及

(例) T V・I T、出版物、の活用システム

8. 生産者と消費者・流通業による一体感による良関係のコミュニケーション作り

9. 情報活用による先手必勝法

- 10 豊作・少作のサイクルと心理作戦

11. 食財の付加価値向上作戦

12. 多業種交流・多地域交流の推進活動

13. 自治体への協力システムの推進

(例) ふる里創生活動、農産業の振興、第三セクターの改善等

14. 環境蘇生産業システムの推進

(例) 農産業・野菜・果樹等のリサイクル農法の支援

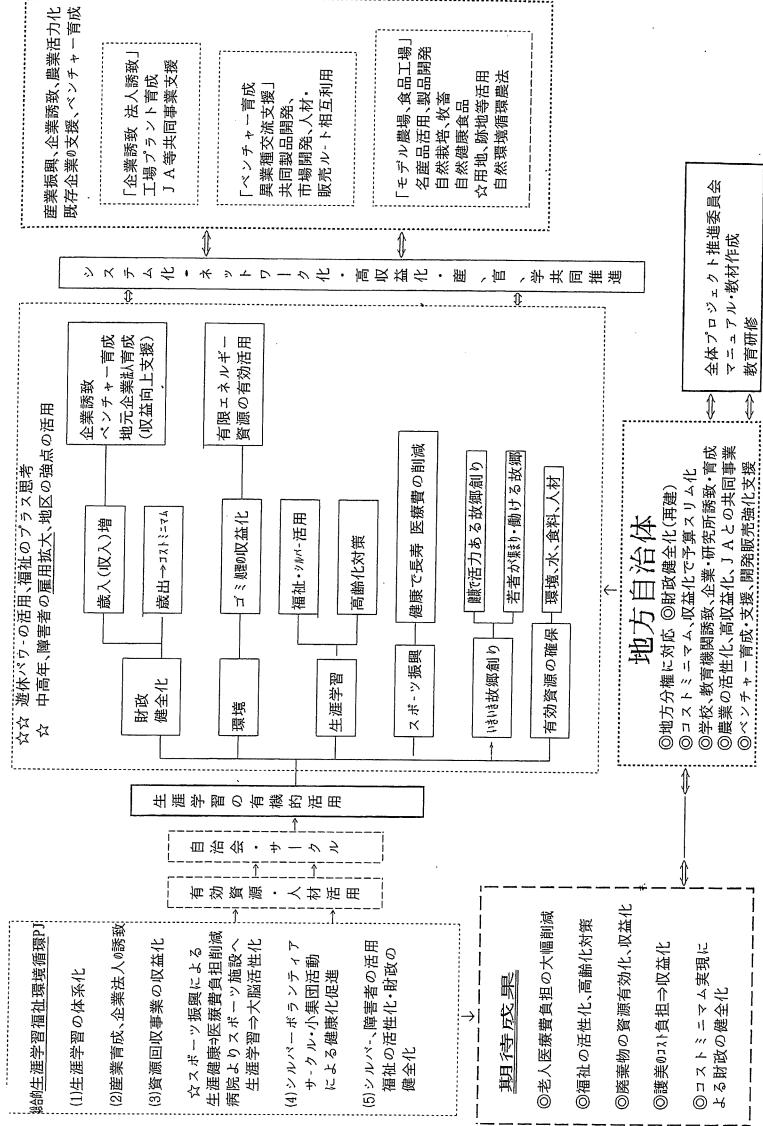
15. 環境と食品・外食産業の多重業態への展開の支援

(例) 外食産業と農業の連携システムの支援

16. 農産業の付加価値向上への支援

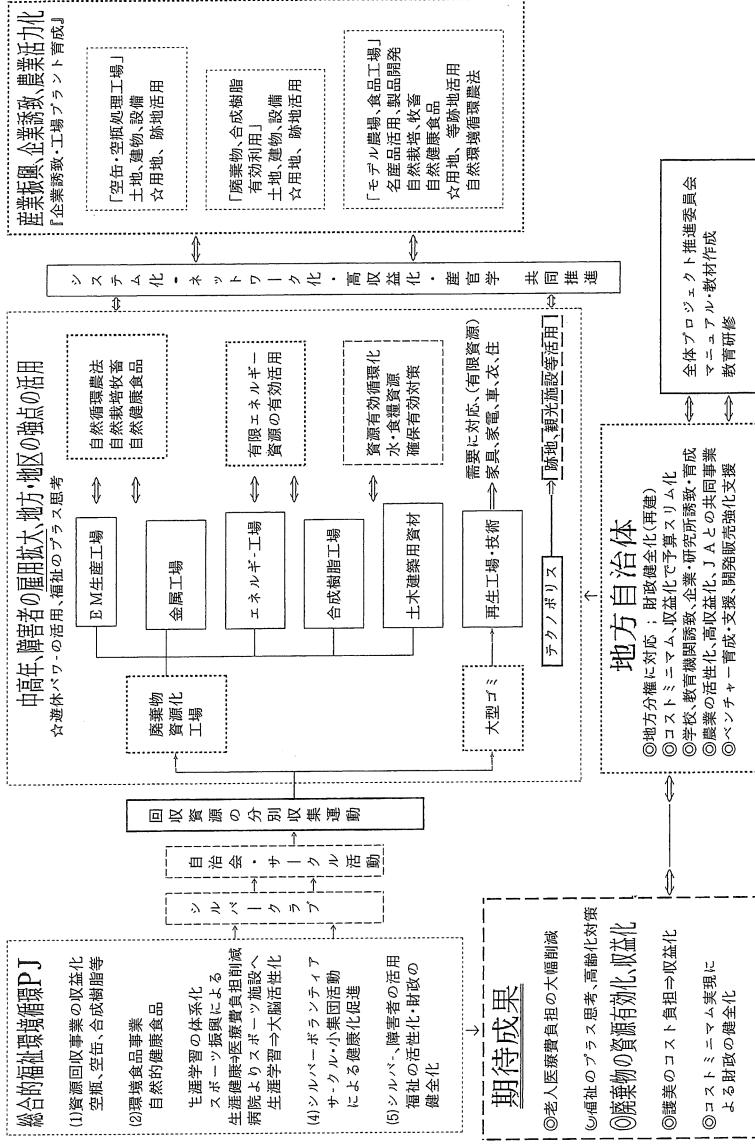
(例) 新しいテクノロジー、食の研究

(3) 生涯学習を中心とした自治体の体質強化の総合的推進 [別図]



(注) この表は第一経大論集32巻第1号(平成14年6月発行P19を基にまとめたものである。

(4) 「福祉・健康を中心とした環境システム、企業誘致」の総合的推進【別図】



(5) 『21世紀を担うリーダー』

☆地方自治体(都道府県、市、町、村)長=トップ

1. 都道府県、市、町、村のあゆみ・歴史「創業の精神」;『市・町の歴史、市・町史の編纂』

2. トップの目標 夢、VISION 「長期計画」

3. トップの方針

4. 自治体の紹介

5. 市民、地域企業法人との顧客関係(C S)「支援体制」「地域活動」「業界活動」

◎6. 市民、企業法人の意見、感想、エール

7. 職員・幹部の話 「人材開発」「採用」「教育」

8. 将来計画 「将来構想」

9. 自治体のプロフィル、会社の立体的紹介

10. 21世紀の課題;現在及び将来の自治体の課題テーマ、(例)財政改革の課題と解決策、I S O の活用 P J
環境・ゴミ問題・リサイクル、保険(高齢者保険)の黒字化・介護・生涯学習・スポーツ振興

11. 自治体の特色、「自治体の将来像」

12. 自治体の沿革歴史、各人の自分史、今までの市・町勢要覧・広報・P R記事も集大成する

[目的用途]

☆P R用、市民、大切な人、会社法人に配布『企業誘致』、生涯学習、福祉

☆創立記念・誕生祝いに活用できる。

☆Uターン定住、人口増加に役立てる。

[効果・メリット]

バイアス

◎トップの考え方・意志が忠実に市民・職員関係各位に伝えられ架橋の役割を果たす。

◎顧客への情報サービス・C S・良い顧客関係で拡販・マーケティングに役立てる。

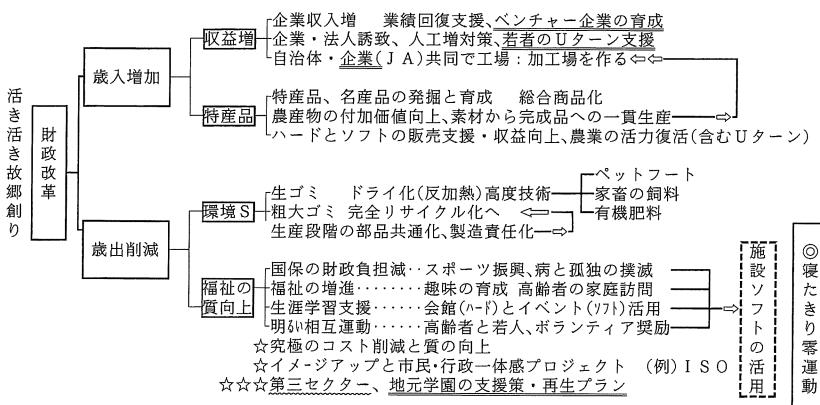
◎市勢要覧、広報、観光案内重複していたものを一つに纏めP Rできる。

◎一人分のコストで数十倍~数百倍の情報効果が期待できる。

◎リーダーシップが発揮され経営戦略上の競争力が強化され収益向上に結びつく。

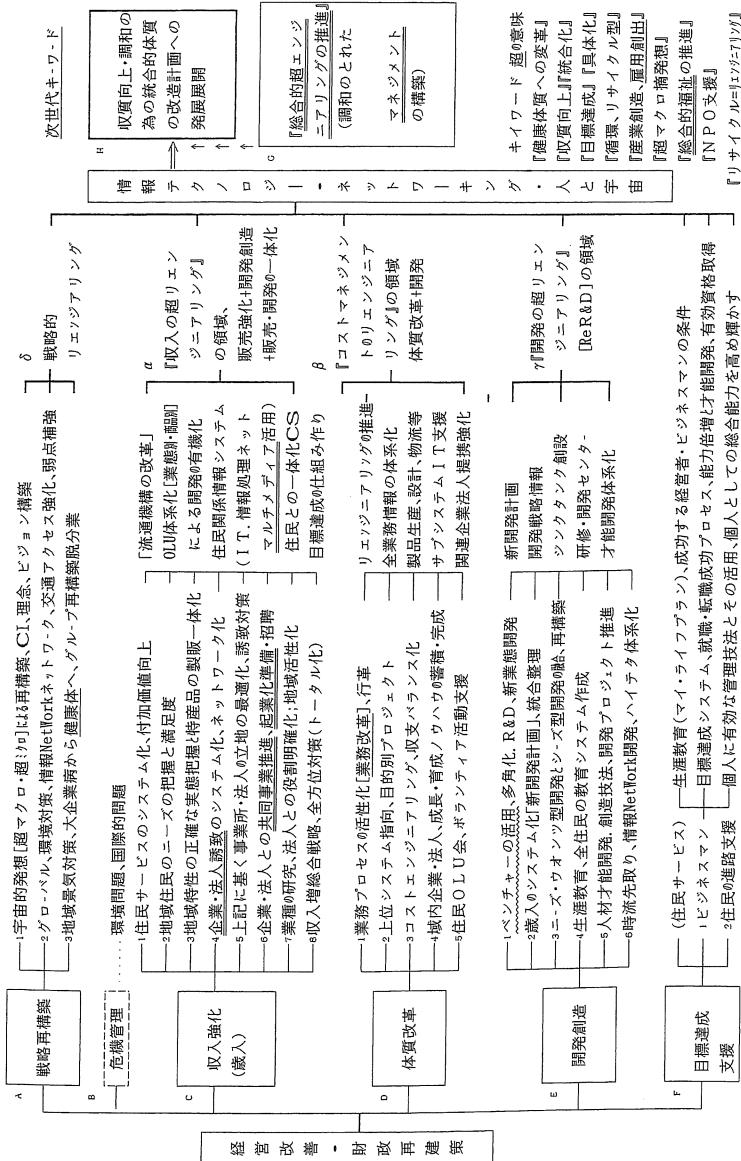
◎企業誘致に役立たれる体系的且つ多面的なP Rの情報媒体になる。

◎創立記念、誕生記念の有力な作品となる。



◎寝たきり零運動

(6) 自治体の経営改善の基盤作り 体系 [図]



(注) この表は第一経大論集第32巻第1号、平成14年6月発行を基に著者がまとめたものである。

4. 環境蘇生と産業の構造改革システム

人の住む環境を良くし、全ゆる資源と人の持つ能力・可能性を活用して、地球環境全体を良化し、豊かで、住み心地の良い生活の場を確保すること、そして、この環境蘇生によって、既存の産業は勿論のこと、環境蘇生活動によって新しい産業が生み出され、又統合化や開発も促進される結果、我が国で大問題になっている食料資源の自給率を大巾に引上げることができ、しかも質の高い（無公害・無農薬で安全な食物の源泉）食料・資源が確保でき、しかも国の活力を促進する新しい農産米、新資源産業を出現させることが可能となる。新世紀になり、全地球規模の環境問題、人口過剰（我が国とは逆）により食料資源の不足など、全世界を見通した、問題の解決も大きな課題となっている。この環境蘇生運動はその様な地球規模の問題の解決にもなり、新しいテクノロジーの出現と活用を実現し、新しい時代を拓く可能性を持っている。

「環境蘇生産業システム」

[着目] 農産業、林業、食品、水産業、醸造、運輸・物流、サービスの産業構造の改革と収益向上

オ_ル、空_気、地_上、人_々、各_資源_の活_用による_生産_業

オ_ル=分子構造の改善、光触媒の活用等スーパー_{テクノロジー}の活用

I. 農産業『環境蘇生農産業リサイクルシステム』

- (1) 収入付加価値の向上、収穫量と回数増加による付加価値増加、
- (2) コスト、無農薬化によるコスト改善と土壤改善、
- (3) 品質レベルアップ、糖度・味・保存期間等

(事例) 葡萄、メロン、オレンジ・柑橘類、等果樹・果実やトマト、ピーマン、葱等野菜・果物

上記『各資源』と『農機具の改善(触媒付加)による排気システムの改善』による相乗効果
特に果樹を代表に農産業のリサイクルシステム(無農薬)をスーパー_{テクノロジー}により実現

II. 酒造業 酒類、味噌、醤油、漬物等

- (1) 酒粕など廃棄物(カス)の活用 ①家畜・ペットの餌 ②有機肥料 ③漢方薬 ④健康食品 ⑤エネルギー源
従来のコスト(廃棄費用)から付加価値への変換
- (2) 発酵期間システムの大幅スピードアップ、発酵の容易化⇒高糖度化し果物はワイン作りが可能になる
- (3) 品質向上、味が良くなり、保存期間の改善
- (4) 防腐剤不要⇒健康指向とコスト改善
- (5) 新製品開発の促進

III. 畜産業、鶏、豚、牛等

- (1) 無臭化、無害虫化
- (2) 付加価値向上(味が良くなり、新鮮期間の延長、防腐剤不要)
- (3) 無病⇒健康化

IV. 食品

- (1) 品質向上、味が良くなり、新鮮期間の延長
- (2) 保存期間の改善
- (3) 新製品開発の促進
- (4) 普通の食品で健康指向
- (5) 新製品の開発、新規顧客の獲得(C S)

V. 車、運輸・物流 (スーパー_{テクノロジー}、触媒等の活用)と産業の構造改善

- (1) オイル交換の改善(実質的に不要)
- (2) ディーゼルでOK(排気ガスクリーンに(-)イオンの雨で地球温暖化防止)
- (3) 車のレベルアップ
- (4) 燃費大幅向上
- (5) 石油資源の節約(水素・水エネルギーの活用システム)
- (6) 車の寿命大幅延長(中古車が新品感覚に活用)

以上の産業の構造改革により更に次の様な改善効果が可能になる。

VI. ベンチャ一起業化が容易になる特に(1)学生、(2)女性、(3)中高年等

VII. 新規雇用(有効求人)の増加、就職率の改善

VIII. 農産業、新環境産業夫々のネットワーク交流と異業種交流、海外市場の開拓と交流

IX. 各産業の付加価値向上、コスト改善、マーケティング、新販路の開拓等

X. 住環境の改善(室内クリーンシステムと浄化水システム)により、呼吸器(喘息等)、アトピー疾患等の減少・健康化

XI. 新ソフトの開発により新情報産業の出現

XII. 農業関係学校・環境関係学校学部のクラブ活動の促進による産業の活性化と就職、進学の改善

構造改善の為の農業法人、研究所の設立と活用、人材・後継者育成

大自然のエネルギーを活用し人健全な心を取り戻す教育により目標を達成する。

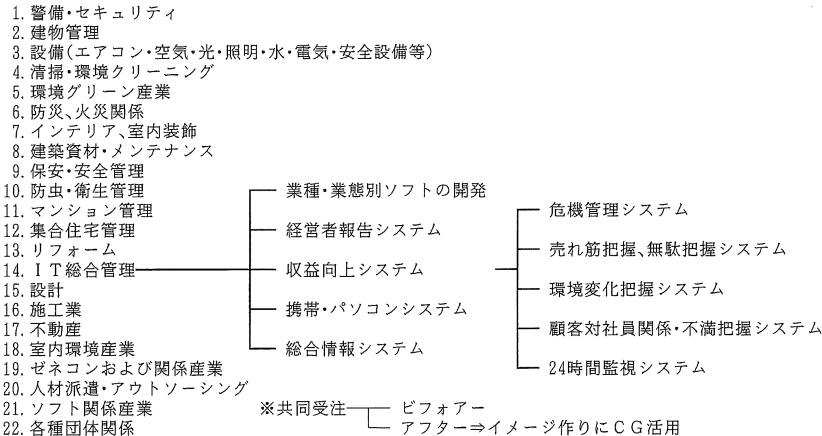
5. 環境を配慮した多業種・多地域交流研究会

今、地球上での繁栄している地域は、実に広範囲にわたっている。主な地域は、遠く南米のブラジル、南アフリカ、ロシア、中国、インド、EU連合など、地球をおおい尽くす程に広がっている。その繁栄をもたらしているのは、多地域との経済・人的交流が底流にある。実際に遠い地域との情報交流・連携は、新しい活力・経済力を生み出し、従来の一極集中型は全く異なった成長を遂げている。この成功例を参考にし、我国でも、多業種しかも多地域の情報交流、地域交流をはかる事も新しい付加価値を生む基になるであろう。

特に今迄は、目に見えるいわゆるハコ物に偏った我国の産業の構造を改善し、目に見えにくいが、目に見えるハードの数倍の可能性のあるソフトの付加価値が生み出される可能性がある。多業種、多地域の交流によって、このソフト的付加価値と技術的革新進化（イノベーション）による発展が期待される。

「環境を配慮した多業種・多地域交流研究会」(図)

A. 対象業態(例)環境関連の住宅設備・ビルメンテナンスシステム



B. 期待効果

- 環境・ビルメンテナンス総合化による大幅コスト低減の実現(リストラ)
- ビルメンテナンスの I T ソフトシステムの開発可能
- ビルメンテナンスの新規産業の創造
- ゼネコン関連産業の新規受注の確保
- 新規需要有効求人の確保
- 安全管理・危機管理体制の確立
- 企業収益向上システムの開発
- 経営者用の総合的報告システムの確立
- テナントの繁栄の支援システム確立
- 新しい I T システムの開発と定着

C. 研究会メンバー

- (1)上記1~22プラス (2)福祉関係、病院、環境関連産業
 - (3)デパート、スーパー、コンビニエンスストア
 - (4)専門店、食品、農産業
 - (5)商社、物流、倉庫
 - (6)サービス、ホテル、レストラン
 - (7)学園関係
 - (8)官庁、自治体、公共関連

D. 協会、団体、設立・リニューアル

E. 海外進出、海外交流、P F I との連携

(以上)

6. 生活環境の診断と健康

我々の生活は、種々の技術的進歩や情報の活用により大層便利になっている。一方では、かなりのひずみも見られ、便利になった反面では、かなりの生活のリスクも多くなっている。特に気がつきにくい側面が要注意情報である。我々の身の廻りで、目に見えにくいミクロ的情報に着目その実体と診断方法等も体系的に考えていきたい。

(1) ハウスダスト

ハウスダストについては最近関心が高まって来ているので、ここでとり上げてみたい。

①ハウスダストとは何か

ある固体が分離したりして、本来あるべき所とは別の所に運ばれた小さな粒子である。

例えば、我々の身の廻りでは、家具の上にたまたまホコリを思い浮かべるとイメージがわいてくる。そのホコリは、家具そのものではなく、様々な原因で発生したホコリが空気中に浮遊して家具の上まで運ばれて来たものである。

ドイツの科学者で、有機化学と植物生理学の基礎研究者でもあるユストウス・フォン・リービッヒ（1803～1873年）はこう言っている。「ホコリとは、誤った場所にある物質のことである。」このハウスダストは、様々な形、厚さ、構造をしている。ハウスダストの成分はそれぞれの場所や部屋などによって異なっている。ハウスダストは主婦の悩みの種であると共に、人々にとって、健康や快適な生活を送る上でも厄介なものであり、深刻な問題の種にもなっている。

②ハウスダストの種類

ハウスダストは、有機的粒子（バクテリア、カビ、カビの胞子、ダニやそのフン等）を無機的粒子（砂・鉱物繊維等）によって構成されている。また、

粗い粒子（砂、繊維、髪等）と細い粒子（花粉、ダニのフン、カビ、カビの粒子等）とに区別されるがこの中でも有機的粒子と細かい粒子が健康を阻害する。

（2）環境の診断

環境の診断は、目に見えない微生物や空気、昆虫などの危害レベルを測定器具や調査用具を使って数値レベルで科学的に把握する。（科学的調査）一方、科学的調査で把握した問題点を目視調査（インスペクション）によって、現象面から危害要因を抽出する。

この様に科学的調査とインスペクションは問題点と発生要因との因果関係を明確にするための車の両輪に相当する。

そこで、ここでは①環境診断を実施する手順のプロセス（フローチャート）および、人の健康をあずかる病院を中心とした③ホスピタルサニテーション業務概要を図示した。尚、この図（フローチャート）は我国を代表する環境関連の企業が実際に先端技術を駆使したプロセスを参考にしている。そして、この企業の情報提供により、実際に実務に活用されている例として、図解しているものである。

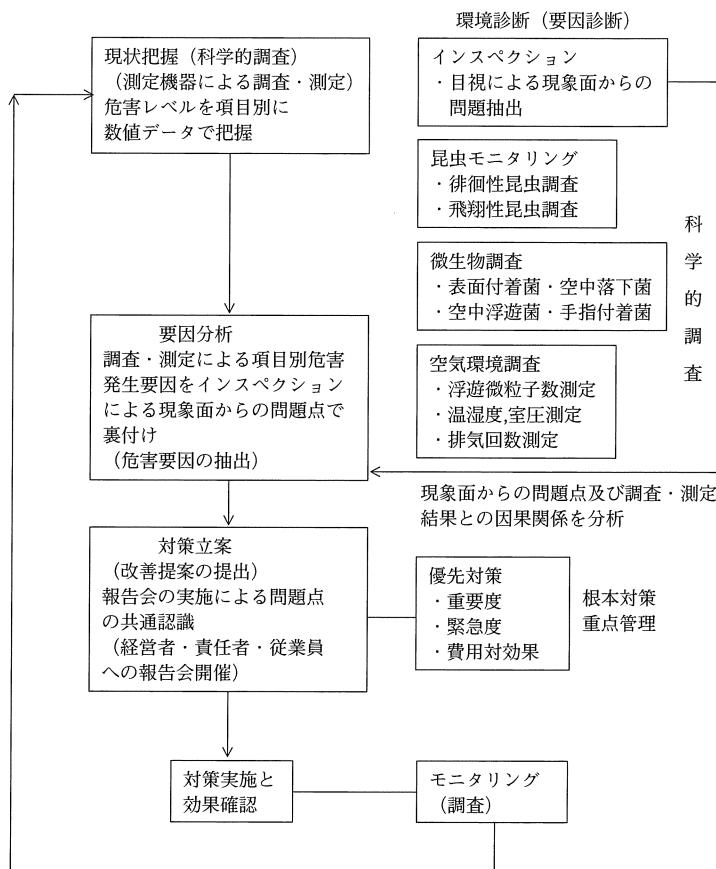
（3）生活環境と健康になるシステム

我国は長寿国としては、世界有数になっているが、一方高令化社会の進展により、ボケや介護が大きな社会問題となっている。また医療費も年々傾向にあり、その負担も重くなっている。この面からも心身共に健康になることは、最重要課題となっている。

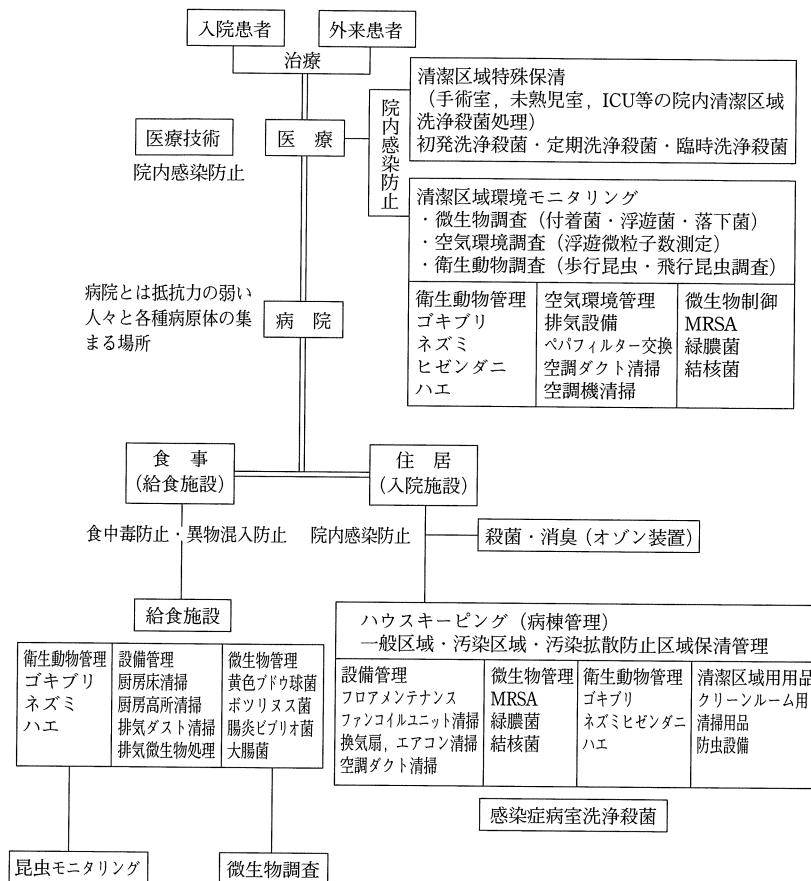
健康を維持する為に何をしなければならないか、それには、環境に配慮しつつ、適度の運動、人とのコミュニケーション、何よりも食事や生活習慣に充分な注意と実行が要点となる。今や生活習慣病（成人病といわれその前は老人病といわれた。）が若者や子供に迄及び、肥満や糖尿病や高血圧、アトピー呼吸器の病迄多く見られる様になっている。この原因は食事や環境に対

する無理解、カロリーや肉食偏重や運動不足に起因する所が多い。こういう状況を脱して、真に健康になるための一法として、別表の様な「体系的食事健康法」と「健康になるシステム」を用意した。

図① 環境診断実施の手順



図② 環境診断実施の手順



「体系的食事健康法」[別表]

主な 疾病対象	消化器関係			肝	眼	循環器			呼吸器		不 ス ト レ ス	耳鼻咽喉			肥 満	歯	腎	糖	習慣病	◎花粉症
	胃	腸	胃便秘			下痢	瘡	心	高血圧	動脈硬化	中風	貧血	ぜ肺炎	風結膜炎	鼻炎					
民間療法例	海苔	○	○										○	○	○				○	○
一般	海苔	○	○	○	○								○	○	○				○	○
Ca	昆布	○	○	○	○								○	○	○				○	○
海藻物	ひじき	○	○	○	○								○	○	○				○	○
わかめ	わかめ	○	○	○	○								○	○	○				○	○
あらめ	あらめ	○	○	○	○								○	○	○				○	○
根	蓮根(ハス)	○	○	○	○								○○○	○	○				○	○
菜	ごぼう	○	○	○	○								○	○	○				○	○
類	ニンジン	○	○	○	○								○	○	○				○	○
大根	大根	○	○	○	○								○	○	○				○	○
山芋	山芋	○	○	○	○								○	○	○				○	○
玉ねぎ	玉ねぎ	○	○	○	○								○	○	○				○	○
○にんにく(大蒜)	○にんにく(大蒜)	○	○	○	○								☆	○	○				○	○
葉	ねぎ	○	○	○	○								○	○	○				○	○
(生)	にら	○	○	○	○								杏子	○	○				○	○
葉	青汁	○	○	○	○								豆	○	○				○	○
野	バセリ	○	○	○	○								細	○	○				○	○
菜	セロリ	○	○	○	○								○	○	○				○	○
キャベツ	キャベツ	○	○	○	○								○	○	○				○	○
そそ	そそ	○	○	○	○								○	○	○				○	○
しそ	梅(干)	○	○	○	○								○	○	○				○	○
梅エキス	梅エキス	○	○	○	○								○	○	○				○	○
おおばこ	おおばこ	○	○	○	○								○	○	○				○	○
はこべ	はこべ	○	○	○	○								○	○	○				○	○
よもぎ	よもぎ	○	○	○	○								○	○	○				○	○
⑤だみ	⑤だみ	○	○	○	○								○	○	○				○	○
☆ハムギ	☆ハムギ	○	○	○	○								○	○	○				○	○
はぶそう	はぶそう	○	○	○	○								○	○	○				○	○
しいだけ	しいだけ	○	○	○	○								○	○	○				○	○
赤松葉	赤松葉(ビタミンC)	○	○	○	○								○	○	○				○	○
柿の実	柿の実	○	○	○	○								○	○	○				○	○
南天(の実)	南天(の実)	○	○	○	○								○	○	○				○	○
りんご	りんご	○	○	○	○								○	○	○				○	○
天然果実酢	天然果実酢	○	○	○	○								○	○	○				○	○
小麦胚芽+Ca	小麦胚芽+Ca	○	○	○	○								○	○	○				○	○
大豆(レシチン)	大豆(レシチン)	○	○	○	○								○	○	○				○	○
黒豆	黒豆	○	○	○	○								○	○	○				○	○
豆もやし	豆もやし	○	○	○	○								○	○	○				○	○
胡麻(ビタミンE他)	胡麻(ビタミンE他)	○	○	○	○								○	○	○				○	○
そば	そば	○	○	○	○								○	○	○				○	○
しじみ	しじみ	○	○	○	○								○	○	○				○	○
酵母	酵母	○	○	○	○								○	○	○				○	○
コンニャク	コンニャク	○	○	○	○								○	○	○				○	○
植物油	植物油	○	○	○	○								○	○	○				○	○

(注)米と豆類は国際的に見ても最も良質の食品であり、玄米・良質ヌカ・黄粉を食べると健康体を維持できる。美味しいご飯は水と食器・炊き方にカギがある。健康上、水を直接飲用する場合は、煮沸し使用すると安全である。(塩素・カルキは活性酸素の元凶で危険)、調和のとれた体系的食事と適度のスポーツ・趣味・楽しみは+思考と併せて健康・長寿に役立たせることができる。花粉症は活性酸素・フリーラジカルの影響が最危険で、この対策としてV1他とCとCaがある。牛肉(活性酸素多くは避け、魚から蛋白質を取る。特に、鰯・鰆が良い。CaとE・Cの多い食物にゴマ、(青)紫蘇、キャベツ、柿の葉(茶)がありビタミンの吸収を良くし活性酸素を退治する食品にぐんぐん丸、ぐんぐん味噌がある。

生命を育む水に注目しアルカリイオン水も健康に有効といわれる。

(注) この表は民間療法で利用されている食事法を中心に著者がまとめたものである。

「健康になるシステム」

- (1). 自然環境とエネルギーを大切にする。
- (2). 山の力と自然界のバランスを整える。
- (3). 水特に太古時代の水の構造が健康の源泉。
- (4). 空気これも太古の空気はマイナスイオンが充実した事を参考にする。
- (5). 適度の運動、特に足を活用する。自然の中で歩く。
- (6). 食事のバランスを尊重する。

- 海産物
- 根菜類
- 自然系食品
- 補助食品
- ミネラル
- ビタミン

等生きるエネルギーを感謝し享受する。

- (7). 体内の良循環システムの構築
- (8). 自然の良循環システムを取り戻す、太古の水、自然の空気
- (9). 自然バランスの取れた農産業の普及
- (10). 音楽など右脳の活用を計る。
- (11) 良い人間関係を作り維持する。
- (12) ワクワクする楽しみで生きる。
- (13) 学習サークルえ参加する事
- (14) 総てのことへの感謝する余裕の心
- (15) 以上の要点を継続して実行すること。

7. 先人の生活環境に見られる健康の情報

我が国ではかなり古くから自然環境とその恵みを巧みに活用して、健康に生活していた。例えば、夏になれば、我国では、高温多湿で、高令者や幼児は、大変暮らしにくい。

特に地球温暖化現象で、大きな問題になる位である。昔の人は、自然のエネルギーや恩恵を巧みに活用して、快適に暮らしていた。

自然の恩恵の中でも、植物にその例が見られる。その中でも森林資源と農産物である。森林資源では、材木の中でも特にヒバ材やひのきの天然材が健康と環境の良化に効果が大である。防虫効果や快適な環境を作るヒバ材については、東京大学大学院生命科学研究所教授谷田貝光克先生によれば、「ヒバ材は、木材不朽菌やシロアリに対する耐久性に優れていることから古くから神社・仏閣の建築用材として、或は貴重な資料や遺産を保存する建築用の用材として使われて来た。また、腐りにくく、木を食い荒らす害虫に抵抗性のあるヒバ材は現在でも柱や板材は勿論のこと、土台にも使われている。

ヒバ材を土台にすれば殺蟻剤や防腐剤を使う必要がないといわれる位人や環境にやさしい資源である。そのヒバ材の秘密はヒバ材の香りの成分ヒバ材油にある。ヒバ材油は木材不朽菌だけでなく、室内にはびこるカビや、病気のもととなる細菌にも抗菌作用があり、クロコウジカビ、ベニシリウムなどのカビ類、黄色ブドウ球菌、大腸菌、細膿菌などの繁殖を抑える。ヒバ材油に含まれる代表的な抗菌成分ヒノキチオールは院内感染の原因ともなるMRSAに対しても抗菌作用があることが知られている。更に、ヒバ材油の働きとして、防虫効果がありダニ類の繁殖を抑えるので、室内環境からくる喘息やアトピーを抑制する。そして、注目すべきは、ヒバ油の香りには気分をリラックスさせる脳波に良い作用があることが測定されている。この様な天然森林資源ヒバ材の働きをまとめると、①防虫効果、特にダニ類の己避率が約89%あり、ダニ類の繁殖を抑え、ゴキブリが寄りつきにくい作用があり不定着率は98%あるといわれている。

②抗菌・防カビ・消臭効果

菌数増減値差が1.6以上あれば、抗菌防臭効果があると認定されているが、ヒバ材の製品の抗菌増減値は3.6あるといわれている。

③森林浴効果

ヒバが持つ α -ピネンという成分が精神の安定と安眠をもたらす。

④自然の持つ抗菌作用・防虫作用により、殺虫剤・防腐剤の使用を少くすることができるので環境・人材にやさしい天然資源として活用することができる。

⑤食品添加物にも利用される。

天然成分で、保存料（ヒノキオール）と表示され利用されている。

この様に、天然の森林資源は、本来環境にやさしい作用があるので、自然の恩恵として大いに活用することができる。一方農産物としては、我々の住いに古くから活用されている生活に使われるイ草がある。

イ草は次の様な作用と特色があり古来我国固有の住いの材料として活用されてきた。

①イ草は空気中の酸化窒素を浄化する働きがある。

②空気中に湿気がない場合、イ草が持つ水分を空気中に放出し、逆に空気中の水分が多い場合にはイ草が水分を吸収するという常に空気中の水分のバランスを取る働きを持つ。イ草の持つ作用を利用して次の様な活用が考えられる。

③車の排気ガス、工場排煙、タバコの煙、暖房機具から発生する有機化合物など、人々の身の廻りの有害な気体をコントロールできる。そして、東大工学部の研究によると、イ草の上敷ゴザを敷きつめた部屋の場合、環境基準（0.04~0.06ppm…1日平均）の2倍NO₂を約2時間で吸収できるので、大気汚染物質で喘息の原因となるNO₂をイ草が浄化し、畳や花むしろを敷いた部屋は空気がきれいになるといわれている。この優れた作用はイ草の持つ特性で、イ草（製品）が古くてもその作用は変わらないと云われている。

④呼吸器系にも優しいイ草の温度調節機能

今の都市型生活は、高気密・高断熱で、部屋をしめ切り、エアコンを利用することで、外気が流通しないので、室内は乾燥し過ぎて、呼吸器系やヒフに負担がかかり、セキが出やすく健康を害し、ヒフも乾燥しカサカサになり兼ねない。こういう場合部屋にイ草があれば吸湿性と放湿性に優れた作用により調節機能により健康と美容に役立たせることができる。即ち湿度が高い時は、無数のイ草の気孔から湿気を吸収して、中にたくわえ、又部屋が乾燥すると、スポンジの様な内部にたくわえられた水分を放出し、湿気を調節する。夏の汗ばむ季節にもべつつかずサラットした環境で快適に生活することができる。なお、イ草は刈り取られるとすぐに「ある種の泥に漬け込まれる」なぜこの様な事を行うのか。

⑤イ草の変色を防ぎ、加工しやすくするという効果があり、最近の研究によると、この泥（ケイ酸アルミナを含む）は紫外線を乱反射しその作用で変色を防ぐ、赤外線の効用、そして森林浴と同じ様なリラクゼーション効果があることも知られている。

この400年も前から行われているこの伝統的なイ草の製造工程「泥染」にはすばらしい先人の知恵が一杯詰まっているのである。このイ草を種々の実験をしているイ草農家の例があるのでその一例を上げると、

①味覚テスト

量表の上に5～10分程食物や野菜をのせた結果味が飛躍的に良くなっている。

果物・ジュース類、缶詰、酒類、チーズ、しょう油、牛乳、水、その他野菜類にも効果が出ている。

②睡眠テスト

イ草製品の上で、20回位深呼吸すれば、熟睡することができる。

③嗅覚テスト

イ草の香りは、良い気持ちにし、リラックスできる。

④体力テスト特に筋肉のテスト

両足をつけてヒザを伸ばし、静かに前屈してみると。畳表に5～10分程度座ると、筋肉の柔軟性が向上する。

⑤握力テスト

畳表に触れている時の方が触れてない時よりもはるかに握力が強くなる。

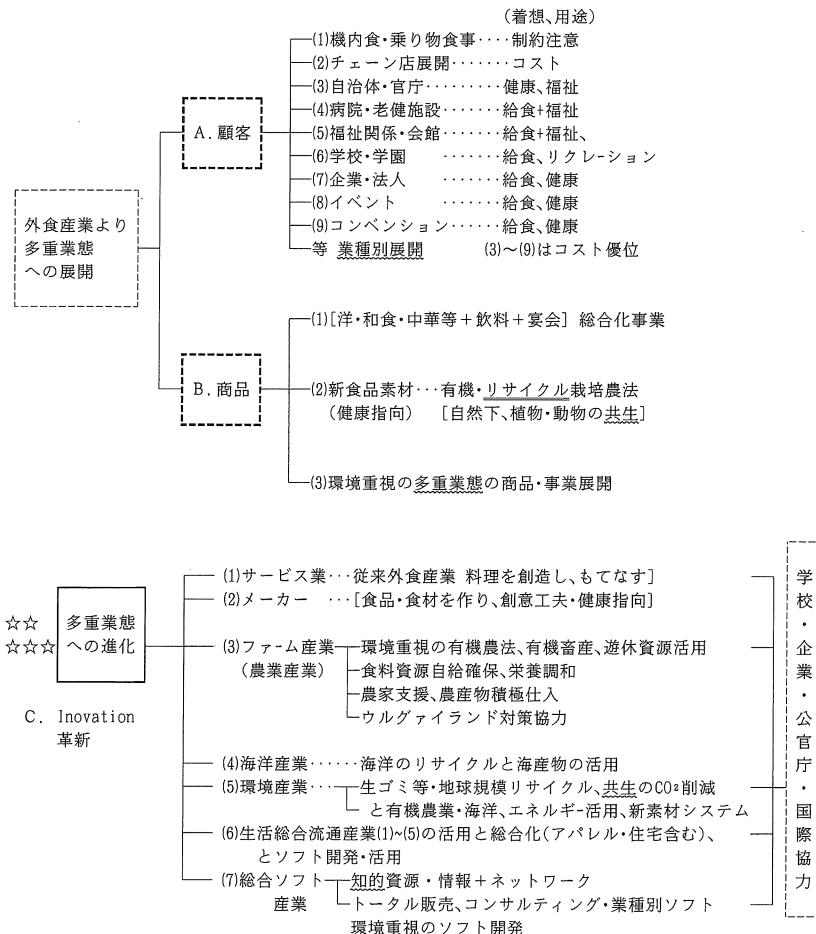
以上イ草（畳表）の持つ力を実験を通じてその一端を述べた。この様に、自然の恩恵には、再認識すべき、すばらしいおくりものがあり、今こそ自然を活用する時ではないだろうか。

尚、（株）イケヒコ・コーポレーションでは、健康指向の総合展示場とイ草等の健康への影響を体験できる実験室を備えている。

8. 環境重視の外食産業より多重業態への展開

我々の食の安全については、現状では必ずしも安全とは言えない。食材に使われる動物の不健康により食べられないメニューも出てくる。例えば、鳥インフルエンザやBSEにより食への影響は大きい。外食産業自らが、食材を作るか強力な提携を行うことができれば良い食材も確保できるし、農産業も振興し、ひいては、我国の食料の自給率も大巾に向上させることができる。また、新しい食品・食材を開発することにより、外食産業の主力商品のメニューも新しく考えられ、顧客満足が得られ、新しい客を獲得できる。そこで別表「外食産業より多重業態への展開と進化」としてまとめた。この表な発展をとげると、外食産業と農産業そして環境産業、海洋産業迄の複合化と新産業の出現も期待できる。そして、商品を中心としたハードだけでなく、業界が発展する基となるソフト部分の開発とその応用（適用）も今後期待できる。

『環境重視の外食産業より多重業態への展開と進化』(将来の展望)



(注、この表は我国の複数の外食産業の戦略を基に関連する他の産業との交流の可能性をまとめた。)

参考文献

- by Peter F.Draker THE PRACTICE OF MANAGEMENT, 1954.
- PF ドラッカー 『取代の経営』野田一夫監修 現代研究会訳 1987.3月; P 2, P 6, P 32, P 42, P 47, P 49, P 80, P 82.
- Ansoff H.I. Corporate Strategy. McGraw-Hill. 1965 (広田寿亮訳『企業戦略論』産業能率短期大学出版部、1969年 P 12, P 160, P 165, P 166, P 209, P 222, P 253, P 254, P 778.
- 鈴木安昭、芳賀玉樹「経営高度化の為の指導啓蒙事業報告書」社団法人日本機械連合会平成 10 年 9 月、P 4, P 96, P 110.
- 伊藤陽三編著「実践経営組織論」経林書房 1993 年 4 月, P 233.
- 今坂朔久著「現代経営者思考論」白桃書房 昭和 48 年 1 月, P 219, P 221, P 256.
- 山井和則「グループホーム開設の基本」平成 15 年 4 月, P 142, P 143, P 151, P 152, P 163.
- 第一経大論集 第 18 卷第 4 号平成元年 3 月 P 8.
- 第一経大論集 第 20 卷第 4 号平成 3 年 3 月 P 13, P 14, P 17, P 18.
- 第一経大論集 第 21 卷第 1 号平成 3 年 6 月 P 32.
- 第一経大論集 第 21 卷第 4 号平成 4 年 3 月 P 2, P 18.
- 第一経大論集 第 22 卷第 2 号平成 4 年 9 月 P 5, P 11.
- 第一経大論集 第 24 卷第 4 号平成 7 年 3 月 P 59, P 64, P 66, P 68.
- 第一経大論集 第 25 卷第 3 号平成 8 年 3 月 P 39, P 41, P 47, P 54.
- 第一経大論集 第 26 卷第 3 号平成 8 年 12 月 P 29, P 30.
- 第一経大論集 第 27 卷第 1 号平成 9 年 6 月 P 33, P 36, P 42.
- 第一経大論集 第 30 卷第 1 号 2 号平成 12 年 6 月
- 第一経大論集 第 30 卷第 3 号平成 12 年 12 月
- 第一経大論集 第 32 卷第 1 号平成 14 年 6 月 30 日 P 12, P 16, P 18, P 19, P 21, P 23.
- 第一経大論集 第 33 卷第 1 号平成 15 年 6 月 30 日 P 4, P 10, P 11, P 33, P 80, P 81.

また、次の企業及び関係各位の方々から情報の提供を頂いた。

- (株)サニクリーン九州
(株)イケヒコ・コーポレーション
たたみくらぶ(株)井口タタミスマ店
アクアサービス(株)、(有)ティアクロス 松本徳保
(株)矢野建設
い草生産者 山浦義人
(株)健春館本舗、NASA ワーク代表 菊池なおこ
(株)エステーエスプロジェクト
ロイヤル(株)
JBB ステビア研究所
ホームケアコンサルタント 大津留理夫、山口由紀子
(株)データベース 伊藤眞弓
福岡県立福岡農業高等学校 農学博士 岡本啓湖